

2021年6月23日

2021年度 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下、「機構」という)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

機構は、我が国の宇宙航空政策の主体かつ世界トップレベルの研究開発能力及び技術・知見を有する組織として、ロケット・人工衛星の開発・運用、有人宇宙開発、宇宙科学・探査、航空科学技術の各分野、宇宙航空産業の発展等を通じ、社会に対して積極的な企画・提案を行い、新たな価値を生み出すべく活動している。

(1) 調達の全体像に関する分析

機構における2020年度の契約状況は、表1のとおり、契約件数3,133件、契約金額987億円である。このうち、競争性のある契約は1,595件(50.9%)、609億円(61.7%)、競争性のない随意契約は1,538件(49.1%)、378億円(38.3%)となっている。

① 競争入札等について

2019年度と比べ金額が大幅に増加した(233億円→370億円)。このうち上位4件(スーパーコンピュータに関する調達など計120億円)が大きな割合を占めている。

他方、件数には大きな変化がなく、また、総契約件数に占める割合にもほぼ変動がないことから、大きな傾向としては例年と変わりはないと評価できる(200~250億円をベースラインとして年度ごとの個別要因により金額が変動)。

今後も引き続き競争入札を増やすことに注力する一方で、JAXAの研究開発業務や事業所の地域性等により、随意契約にせざるを得ない案件が一定数あることを踏まえ、随意契約によるメリットを生かした業務の効率化、コストダウンを図ることも注力する必要がある。

② 企画競争・公募について

2019年度比件数に大きな変化はない。金額は減少（430億円→230億円）しているが、契約総額に占める割合には大きな変化はないことから、大きな傾向としては例年と変わりはないと分析できる。

今後プロジェクトが増加していく中、2017年度から浸透・定着に取り組んできた調達マネジメントプロセスの活用を引き続き推進し、民間の力を最大限に引き出す調達を実施していく必要がある。

③ 随意契約について

2019年度比件数に大きな変化がなかった一方で、金額は大幅な減少(2019年度比 51.5%減、401億円減)となっている。これは契約総額の減少に加え、一部の金額が大きい案件が入札で行われたことに伴う相対的なものであると分析できる。

表1：2020年度の機構の調達全体像

(単位：件、億円)

| | 2019年度 | | 2020年度 | | 比較増△減 | |
|------------------|------------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | (30.9%) 938 | (16.2%) 233 | (31.8%) 996 | (37.5%) 370 | (6.18%) 58 | (58.8%) 137 |
| 企画競争 ・公募 | (16.8%) 511 | (29.8%) 430 | (19.1%) 599 | (24.2%) 239 | (17.22%) 88 | (△44.4%) △191 |
| 競争性のある 契約(小計) | (47.7%) 1,449 | (46.0%) 663 | (50.9%) 1,595 | (61.7%) 609 | (10.1%) 146 | (△8.14%) △54 |
| 競争性のない 随意契約 | (52.3%) 1,590 | (54.0%) 779 | (49.1%) 1,538 | (38.3%) 378 | (△3.27%) △52 | (△51.5%) △401 |
| 合計 | (100%) 3,039 | (100%) 1,442 | (100%) 3,133 | (100%) 987 | (3.1%) 94 | (△31.6%) △455 |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、2020年度の対2019年度伸率である。

(2) 応札・応募状況に関する分析

機構における2020年度の競争性のある契約は、表2のとおり、契約件数1,583件、契約金額608億円である。このうち、2者以上の応札・応募があった契約は621件(39.2%)、260億円(42.8%)、1者以下の応札・応募があった契約は962件(60.8%)、348億円(57.2%)となっている。

2019年度と比べ、1者応札の金額が大幅に増加している(135億円(63.4%)増)が、これは40億円規模の契約2件が一者応札となったことが影響しているため

あり、件数には顕著な変化がないことから、例年から特筆すべき傾向変化はないと分析できる。

今後も引き続き競争環境が確保されるよう注視していく。

表2：2020年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：億円)

| | | 2019年度 | 2020年度 | 比較増△減 |
|------|----|--------------|--------------|---------------|
| 2者以上 | 件数 | 472 (33.1%) | 621 (39.2%) | 149 (31.6%) |
| | 金額 | 443 (67.5%) | 260 (42.8%) | △183 (△41.3%) |
| 1者以下 | 件数 | 953 (66.9%) | 962 (60.8%) | 9 (0.9%) |
| | 金額 | 213 (32.5%) | 348 (57.2%) | 135 (63.4%) |
| 合計 | 件数 | 1,425 (100%) | 1,583 (100%) | 158 (11.1%) |
| | 金額 | 656 (100%) | 608 (100%) | △48 (△7.3%) |

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、2020年度の対2019年度伸率である。

(3) その他の具体的な取り組み

2020年度の取り組みとしては、これまでの改善策を継続して実施するとともに、プロジェクトにおける契約相手方の選定に際して、これまで以上に意欲的な提案を引き出し、競争を活性化するため、選定方式（技術提案方式（RFP））のプロセスを改善したほか、プロジェクト初期段階における競争促進に向け、調達マネジメント計画作成ガイドラインを策定するとともに、プロジェクト初期段階における契約相手方審査を強化した。

機構の定型業務を外注するに際して、調達・財務業務を一括したうえで、相手方の裁量を広く認めるビジネスプロセスアウトソーシングの考え方（BPO方式）を入れるなど工夫を行った（2021年4月運用開始）。

2. 重点的に取り組む分野及び取組内容

上記1.の分析を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容について、下記のとおりとする。

(1) 一者応札・応募に関する取組

宇宙航空分野の研究開発においては、その特有かつ高度な技術要求等により、対応できる業者が限られる場合が多いため、一者応札・応募となりやすい傾向がある

が、引き続き入札情報の告知の充実（事業所が所在する地域の団体を活用した配信等の検討）や、情報提供要請（RFI）の促進等、各企業が参加しやすい条件を設定しやすい環境の提供、技術提案方式（RFP）による各企業による競争の促進、競争入札と随意契約の適切な選択といったこれまでの改善策を継続的に実施する。

【評価指標：複数者による価格競争を促進するための取り組みを進めたか】

(2) 物品・役務の合理的調達に関する取組

一括調達・共同調達の促進、同種の契約手続きの集約による業務・経費の効率化や、サービス調達による民間ノウハウの効果的な活用等、合理的な調達に向けた多様な調達方法について検討を進める。

【評価指標：合理的な調達に向けた多様な調達方法について検討を進めたか。】

(3) 調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着

2017年度から続けてきた調達マネジメント強化の取り組みを踏まえ、これまでに行った競争プロセス改善を引き続きフォローアップする等により競争の活性化や企業からの質の高い提案を促す。

【評価指標：調達マネジメントプロセスによる調達の浸透・定着を進めたか。】

(4) 我が国の宇宙航空政策の目標達成に向けた効果的な調達の検討

ベンチャー企業等新規参入企業を含む民間の活用促進を行うとともに、国際競争力の強化につながるよう効果的な調達を行うため、機構の調達に関する普及活動を実施するほか、ベンチャー企業を含む企業の参入機会のさらなる拡大を図るべく、民間との対話等を通じ、柔軟な契約形態の導入等の検討を進める。

【評価指標：新規参入企業の獲得に向けた取り組みを進めたか。】

3. 調達に関するガバナンス

(1) 随意契約に関する内部統制

機構における調達は、研究開発業務の特性に合わせた競争的手法を含め、真にやむを得ないものを除き、競争的手法による調達を行うこととし、それでも随意契約とせざるを得ない場合は、随意契約基準に基づき、適切に判断の上、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行う。

少額随意契約基準を超える随意契約案件は、機構内に設置されている契約審査委員会等において、事前に随意契約基準との整合性について審査を受ける。ただし、緊急の必要による場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。さらに、外部有識者で構成する契約監視委員会においても事後点検を行

う。

随意契約についてのガバナンスの一層の強化を目指し、契約審査委員会において、限られたリソースの中で審査の質が向上するよう、随契条項の整理や、審査の定型化・効率化を含む見直しを進める。

【評価指標：規程どおりに運用すること。】

(2) 不祥事の発生防止・再発防止のための取組

- ① 契約事務の適正かつ効率的な実施ができるよう知見共有化の研修を行う。
- ② 少額随意契約基準を超えない随意契約案件は、伝票決裁時にチェックリストを活用し、不正防止の観点から効果的、効率的な確認ができるようにする。
- ③ 原則として伝票を発議した者以外による検収を実施する。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

(3) 内部監査等

評価・監査部による内部監査、及び監事による監査の一環として、調達の合理性について事後的な確認を行う。

【評価指標：規程どおりに運用すること】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、調達業務を担当する理事を総括責任者とし、調達部として調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、当計画の策定及び自己評価の際の点検を受け、これに関連して、競争性のない随意契約、一者応札・応募となっている契約、2か年度連続で一者応札・応募案件となっている契約について事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上